

極東國際軍事裁判所

亞米利加合衆國其他

對

荒木貞夫 其他

宣誓供述書

供述者

東京都大田區南千束町三三五

大川 內 傳 七

明治十九年九月二日生

自分儀我國ニ行ハルル方式ニ從ヒ先ヅ別紙ノ通り宣誓ヲ爲シタル上
次ノ如ク供述致シマス

一 私は元海軍中將であります。

二 私は昭和十九年十一月二日南西方面艦隊司令長官兼第三南遣艦隊司令

長官としてマニラに赴任し其の職を執りました。

然るに同年十二月末頃迄に海上兵力の大部を失ひ又航空勢力も著しく
減耗して爾後比島方面に於きましては主として残存の陸上部隊を統率
する事になりましたが、それ等の部隊も陸上作戦に關しては逐次陸軍
の指揮下に入れましたので私は其の人事、經理等を指揮監督するのみ
とたりました。

三 昭和二十年一月米軍のリンガエンに上陸作戦を開始するに及び私は當
作戦指導の都合上同五日マニラを撤退してバギオに轉進しましたが當
時マニラに殘留しました海軍部隊は同六日零時を期して陸上作戦に歸
して山下大將の指揮下に入れ爾後私は精神的な側面的激勵等を行つた
のみで之に對する陸上戦闘の命令權は持つて居りませんでした。

四 其の後私の方とマニラ部隊との通信は一切無線電信によつたのであり
まして其の能力は時と共に非常に低下しましたが尙相當期間持續して
居りました。従つてマニラの戦況は山下大將に報告さるゝと同時に之

と併行して私の方にも通報して來ました。それによりますと米軍がマニラを包圍するや非常に苦戦に陥いつた狀況が察知されたのであります。

して今私が記憶して居ります内にも次の様なものがあります。

- (一) 敵の砲撃爆撃猛烈を極め附近一帯焦土と化して一草一木もなし
- (二) ゲリラの跳梁甚だしく婦女子に至る迄我を苦しむる事甚だしく戦闘
極めて困難なり

(三) 弾薬も残り少くなれり
即外米軍の苛烈なる鐵火の猛攻を受け内ゲリラの擾亂に苦しみつゝ非常な苦戦をして居た事が窺はれました

二月二十日頃から遂にマニラよりの通信社絶しましたので私は同守備

部隊全部は戦死したものと判断致しました。

以上の全体的戦況の外其の内部の詳細は元より全然不明でありまして

所謂マニラ惨虐事件の如きは私達の夢想だにしなかつた處であります

然る處四月十三日頃東京より海軍次官の名に於て「此度西班牙軍はマニラ

ニラの戦闘に於いて日本軍隊が西班牙人を喜殺せりとの理由により對日國交を断絶せり、其の事情報告あり度し」との電報あり前めて何等

かの事故ありたるを感知せる次第でありました。

然れども關係員全部戦死せる爲め其の際調査の方法もなく、又陸軍山下司令部に問ひ合せて見ましたと同様に何も知つて居りませんので其の旨東京に返電した筈であります。

以上の通りでありましてマニラ事件は山下大將も私も全然知らない間に生起したものであり私達は降伏後山下大將の起訴状により初めて其の内容を知つたものであります。

(終)

宣
誓
書

良心ニ從ヒ眞實ヲ述ベ何事ヲモ欺秘セズ又何事ヲモ附加セザル
コトヲ誓フ

署名
捺印

大
川
内
傳
七

昭和廿二年（一九四七年）三月十五日 於東京

供述者 大川内傳七

右ハ營立會人ノ面前ニテ宣誓シ且署名捺印シタルコトヲ證明シマス

同日 於東京

立會人 宗 宮 信 次